

第17章 公害モニター制度

1 制度の趣旨

複雑多岐にわたる公害に対処し、地域住民の意向を公害行政に反映させるための施策の一環として、昭和44年11月に大阪府公害モニター制度を発足させたが、その概要是次のとおりである。

(1) 公害モニター設置年月日

昭和44年11月1日

(2) 公害モニター設置基準

原則として公立中学校区単位に各1名

(3) 公害モニターの選出方法

原則として、学校薬剤師であって、大阪府薬剤師会長から推せんを受けた者に知事が依頼

(4) 公害モニターの任期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

2 活動状況

昭和47年度における公害モニター（285名）の活動状況は次のとおりである。

(1) 担当地区における公害発生状況の報告

公害発生状況の報告は、総数145件であり、公害種目別内訳は、騒音・振動関係52件、大気汚染関係48件、悪臭関係10件、水質汚濁関係5件、その他30件となっている。

本府においては、これらの報告に基づき関係機関と協力し、その処理を推進した。

(2) 担当地区の公害相談受付状況の報告

公害モニターに対し相談があった件数は、総数22件であり、公害種目別内訳は、大気汚染関係6件、悪臭関係5件、騒音・振動関係4件、水質汚濁関係2件、その他5件となっている。

(3) 公害行政に対する意見の提出

公害行政に対する意見は、総数25件であり、その内訳は、公害モニター制度に関するもの7件、公害行政一般に関するもの6件、大気汚染に関するもの7件、

その他5件となっている。

(4) 研修会の開催

本府の公害関係機関の施設見学を中心に研修会を開催した。